

旧弘道館（水戸）とその跡地の活用と保存

小坪 のり子（弘道館事務所 主任研究員）

1. はじめに

茨城県水戸市に所在する弘道館は、水戸藩9代藩主徳川斉昭（1800－1860）が天保12年（1841）に創設した藩校である。藩校当時の敷地面積は約3万2000坪（10.5ha）で、藩校では国内最大規模を誇る¹⁾。広大な敷地には、学校御殿と呼ばれる正庁や至善堂をはじめ、文館、武館、医学館、天文台、調練場などが整備され、総合的な教育施設であった。

弘道館は近世藩校の代表的存在のひとつであり、その跡地の一部（3.4ha）は歴史的価値が高く評価され、大正8年（1919）制定の史蹟名勝天然紀念物保存法に基づき、同11年に「旧弘道館」の名称で国指定史跡となった。さらに昭和25年（1950）制定の文化財保護法により、同27年には特別史跡に指定された。

現在、旧藩校のうち、国指定史跡は旧致道館（山形県鶴岡市）、旧文武学校（長野県長野市）、進徳館（国史跡「高遠城跡」一部・長野県伊那市）、旧崇廣堂（三重県伊賀市）、旧岡山藩藩学（岡山県岡山市）、旧萩藩校明倫館（山口県萩市）である²⁾。

廃藩置県後に廃止となった藩校は、小学校（旧文武学校、進徳館、旧崇廣堂、旧岩村藩校知新館など）や県庁（旧致道館、旧仙台藩校養賢堂など）、教育施設、公共施設への転用、あるいは民間への払い下げ、解体、移築など様々な経緯をたどっている³⁾。

水戸城内三の丸にあった弘道館は、廃藩置県後に茨城県庁などに転用されるが、荒廃が進んで一時存続の危機もあった。

本稿では、弘道館が近代、特に明治から大正期にかけて、その役割をかえながら、どのように保存・継承されてきたかについて報告する。なお、廃藩後の弘道館は、藩校時と区別して旧弘道館と表記すべきであるが、煩わしさを避けて見出し以外の本文では以下「旧」を付けなかったことをお断りしておく。また、史跡あるいは特別史跡としての名称は「旧弘道館」と表記する。

2. 藩校弘道館の概要

（1）弘道館の創設と敷地構成

徳川斉昭は、藩政改革の重要施策として藩校建設に力を注ぎ、天保9年（1838）に建学精神を示した「弘道館記」を自らの名で公表した。天保10年には弘道館の敷地を城内三の丸に定め、敷地内にあった重臣12人の屋敷を移転させ、翌年から建設に着手、天保12年7月に主な建物が完成し、8月1日に仮開館した。この時の開館が「仮開館」であるのは、弘道館内鹿島神社への鹿島神宮からの祭神の分祀と、孔子廟への孔子神位の安置が済んでいなかったためである。また、この時点では未完了の工事があり、「学制」を定めていないなど制度上にも不備があった。本開館は、仮開館から16年後の安政4年（1857）5月9日である。

弘道館の敷地は、東側は学校区、中央は社廟区、西側は調練区と称すべき区画に三分区され、そこに各施設が建学精神に即して整然と配置されている。これは弘道館の大きな特色である。すなわち、学校区には管理棟である正庁をはさみ文館と武館を配し

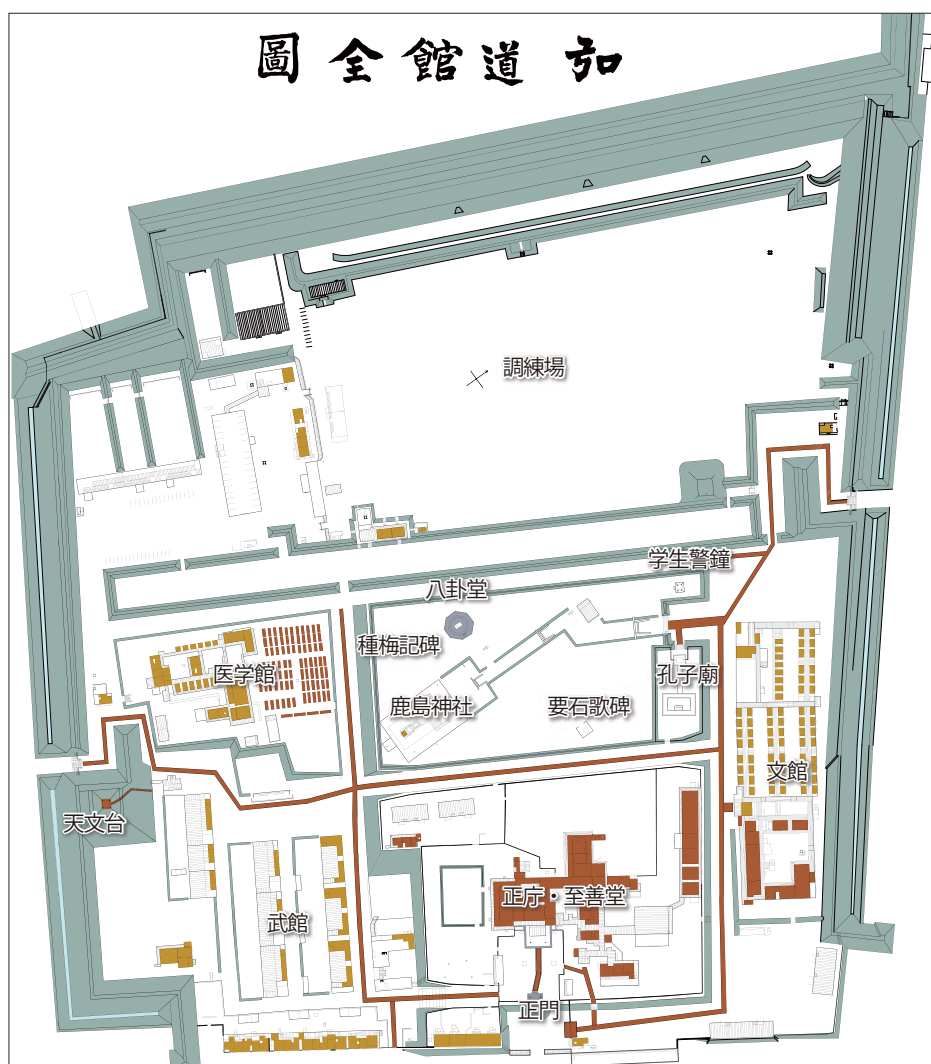


図1 弘道館全図（一部加筆）



図2 現況図

て「文武一致」を、社廟区には鹿島神社と孔子廟を併置して「神儒一致」を現し、建学精神の象徴である弘道館記碑を納めた八卦堂は敷地中央に建立して要とした（図1）。現在、特別史跡に指定されている範囲は、社廟区と学校区の一部である（図2）。

（2）藩内の混乱と弘道館の戦い

本開館の翌安政5年（1858）、斉昭の不時登城による謹慎処分を発端に、学生の動揺と分裂が深刻な状況となる。藩内抗争の広がりにもなって弘道館の教育は休止状態となるが、幕末維新期の混乱のなかでも教育再開の試みは行われていた。

明治元年（1868）10月1日、藩内抗争の最後の激戦といわれる弘道館の戦いが起こり、文館、武館、医学館などを焼失する。その後、藩内の行政組織改革によって学校組織が再編され、小規模ではあったが文館と武館が再建された⁴⁾。

（3）廃藩置県後の県庁開設

明治4年（1871）7月、廃藩置県により水戸藩が廃止され、水戸県が設置された。この時、弘道館は国有となり陸軍省の所轄となる。また同時期、城内二の丸にあった彰考館（2代藩主徳川光圀が編纂を開始した『大日本史』の編纂所）が弘道館の一隅に移り、同年冬に城下柵町の中御殿に移転している⁵⁾。

明治4年11月、県の統廃合により水戸県廃止、茨城県が成立する。翌明治5年1月に茨城県庁が弘道館に開設され、正庁と至善堂が庁舎として使用された（図3）。また、同年8月から約4年間、茨城裁

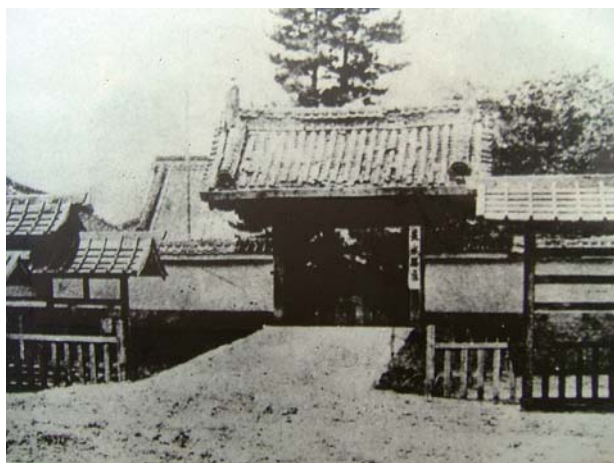


図3 県庁がおかれた頃の弘道館

判所も県庁に間借りして開設されている。

弘道館は廃藩後も教育活動が行われていたが、明治5年8月の学制発布によって同年12月に閉鎖となり、30年余に及んだ学校としての役割を終えた。

以降、弘道館跡地は新しい地方行政の中心地になっていく。

3. 人見寧と安田定則の功績

大正11年（1922）に「旧弘道館」として国指定史跡となる以前の状況について、以下に人見寧と安田定則二人の取り組みを中心に述べることにする。

（1）人見寧による旧弘道館の公園化

1) 調練場跡への県庁新築

明治10年（1877）前後、水戸の市街地には多くの官公署が建設され、官庁街が形成されるようになる。10年余の間弘道館の建物を使用していた茨城県庁も、明治15年5月に同敷地内の調練場跡に新築移転した。

この県庁の新築移転に係り、弘道館を公園にすることで保存に導いたのは、明治12年に大書記官として茨城県に赴任し、同13年に県令となった人見寧（1843–1922）である。

人見県令は、当時弘道館跡地を管理していた陸軍省が跡地を練兵場にする予定であることを知り、詳しくは後述するように、内務省や陸軍省に働きかけ、東茨城郡河和田・堀両村内（水戸市）官有原野と交換し、弘道館跡地を内務省の管轄に所管替えをして、半分を県庁敷地とし、半分を公園敷地として確保した⁶⁾。

大正元年（1912）執筆の自叙伝「人見寧履歴書」⁷⁾のなかで、人見は当時の状況をふり返り、次のように記している。

水戸城外旧弘道館所在ノ地一帯陸軍省ノ所轄ニ帰シ、向來練兵場トスル予定タルコトヲ聞知シ、天下ノ名区ヲ空シク壊滅セシムルハ国家ノ恨事ナリト愚量シ、予出京シテ内務陸軍両卿（内務ハ伊藤博文氏陸軍ハ大山巖氏タリ）ニ陳情書ヲ呈シ、且ツ所思ヲ面陳シタルニ、幸ニ賛同ヲ得タルモ、東

京工兵局参謀本部ハ頑固ニシテ他ノ情実ハ採用セストノ論旨ニテ、一時失望セシモ、練兵場ニ適スル曠原ハ水戸附近ニ多々在リ、我レノ請求ハ至当ニシテ彼レノ容レサルハ不当ナリト自信シ、山県参謀長ニ面陳論弁シテ漸ク該地ノ解放ヲ得テ水戸第二公園地トシ、弘道館ノ建造物館記ノ石碑千株ノ梅林等永ク保存スルニ至リ宿望ヲ遂ケタリ、後此地域ノ一端ヲ画シテ県庁敷地トナシ庁舎ヲ新築シタリ

「人見寧履歴書」は、人見が69歳の時に「記憶ノ存スル処ヲ自叙」したもので、弘道館跡地を公園にした後にその一部を県庁敷地にしたという部分は正確さを欠くが、そこには人見の弘道館を公園として保存できたことへの深い安堵感が表明されているとともに、弘道館跡地保存の重要な一歩として貴重な記録であり、その史的意義は大きい。その他の記述は、国立公文書館所蔵の「公文録」などに照らしても概ね間違いはないと考えられる。

以下、「公文録」などをもとに敷地交換と県庁新築の経緯をみていきたい。

明治13年（1880）9月10日付で人見県令から内務省に申請された「本庁敷地交換之義伺」⁸⁾には、「斉昭カ当時弘道館ト称シ、文武ヲ講シ士氣ヲ養成シタル場所ニテ、数百株ノ梅樹二三ノ大碑等今猶存シ、庶民欽慕愛惜ノ情止マス、先是士民等相謀リ場内ニ点在スル処ノ社堂ヲ修メ草茅ヲ刈リ、以テ往時ノ觀ニ復シ永ク公園ト定メ、旧臺保存方請願スルコト切ナリト雖トモ、既ニ陸軍省所轄トナルヲ以テ空シク今日ノ荒廢ニ属シ、士民ノ常ニ遺憾トスル処タリ」と、「士民」が弘道館内を手入れし公園として保存することを願ったが、陸軍省の所轄であるために実現できずにいることが説明されている。そして、管下官有地との敷地交換による県庁新築の経費削減などの利点を挙げ、認可を求めた。

この敷地交換の申請は、将来軍において必要の際は返還するという条件付きで同意を得、内務省から太政官に進達され、明治14年3月24日付で太政官か

ら内務・陸軍両省に交換の指示があった。これにより、弘道館跡地と河和田・堀両村内官有原野10町3反歩が交換された。また弘道館建物も、同年4月29日付で工兵第一方面本署から茨城県に引き渡されている⁹⁾。

県庁新築については、明治13年3月17日付で人見県令から内務省に提出された「県庁新築之義伺」¹⁰⁾は国の財政上の理由で認められず、大幅な見積額の減少が要求された。次の明治13年11月の再伺では、工費を節減し敷地を弘道館跡地としたが、これも認められなかった。そこで人見県令は、明治14年3月28日付の再々伺¹¹⁾において、弘道館の老朽化と業務上の不便、「旧水戸領人民」が弘道館の「永久保存ヲ熱望」していることなど県庁新築の必要性を述べ、さらに県の財政上新築経費を地方税で支出することが困難であるとして国費の支弁による新築について特別の詮議を願った。

この伺は明治14年4月4日付で内務省から太政官に進達され、同年5月2日付で認可を得、国費の負担による新県庁が建築されることになった。明治15年5月、弘道館西側の調練場跡に洋風2階建ての前後2楼からなる新県庁舎が落成。弘道館と周辺は荒廃が進んでいたが、県庁新築とともに復旧保存の手立てが講じられることになったのである。

2) 茨城県監獄署員からの寄付

明治17年（1884）12月、茨城県監獄署員一同から「弘道館莊嚴及保存」のため、山岡鉄太郎書2幅と金40円が弘道館に寄付された。これは、弘道館に隣接する北三の丸にあった監獄署の署員が人見県令の弘道館保存への尽力を称えて寄付したもので、書の箱書きには、「茨城県令従五位人見寧君、旧水戸藩主贈従一位徳川斉昭卿設クル処ノ弘道館敗頽セルヲ夙ニ慨歎セラレ、管下士民ニ図リ之ニ修繕ヲ加ヘ勝地ノ旧態ヲ永遠ニ維持セラレントノ美挙ニ感シ、正四位山岡鉄太郎君ノ揮毫ヲ請ヒ、之ヲ表装シテ弘道館ノ莊嚴ニ供ス」とある。

人見県令は、県庁移転後の弘道館を「士民」と協力して修繕し、「勝地ノ旧態ヲ永遠ニ維持」しよう

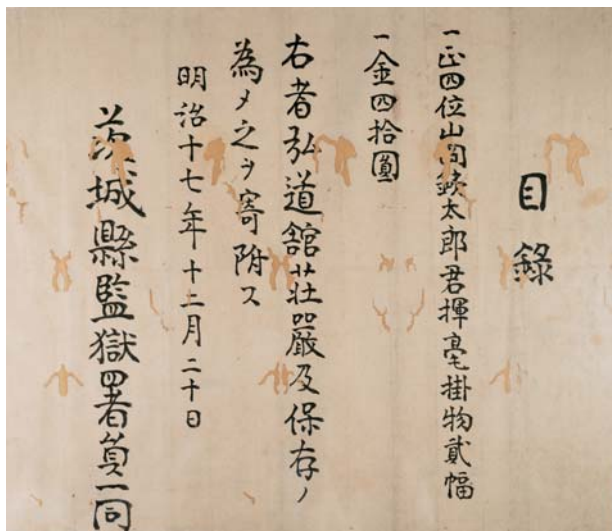


図4 茨城県監獄署員からの寄付目録

と努めた。その努力は、弘道館や創設者の徳川斉昭に特別な思いを寄せる県民の信頼を集めたことであろう。

人見は天保14年（1843）京都に生まれ、父は幕臣で京都文武場の文学教授であった。人見は、文武に優れ、幕府の遊撃隊に抜擢されて各地で新政府軍に抗戦するが、函館戦争で重傷を負う。帰藩後は藩命により静岡郊外に集学所を設立し、青年の教育にあたった。明治政府には明治9年に仕官する。明治12年に茨城県に赴任し、同13年から18年まで県令を務め、産業振興や土木治水事業に大きく貢献した。人見は県民に親しまれた県令で、退任の際には水戸をはじめ県内各地で多くの人々が別れを惜しんだという¹²⁾。

揮毫の依頼を受けた山岡鉄太郎（鉄舟）は、明治4年に初代茨城県長官（参事）を務めており、能筆家としても知られた。

現在、弘道館事務所には山岡鉄太郎書2幅のうち1幅と箱、寄付目録（図4）が保管されている。

3) 第二公園（水戸公園）の開設

弘道館の公園認可については、当時の公園所轄庁である内務省地理局が編纂した『例規類纂』の公園の項目に、明治14年（1881）3月31日付の茨城県伺¹³⁾として「本県庁敷地ハ陸軍省所轄ナルヲ以テ他ノ原野地ト交換ノ義客年九月御聞届相成候処、右地中ニ存在セル官舎（方今ノ県庁）ハ徳川斉昭ノ創

立ニ係ル旧弘道館ニシテ其保存ヲ旧水戸藩人民從來渴望スル処ニ有之、右ハ曾テ開申ノ通公園ニ属セシメ人民協議費ヲ以テ永遠ノ目的モ有之候間、事情御洞察建物地所共御引渡相成度」とあり、同年5月10日付指令で「聞届候条陸軍省ヨリ請取済ノ上届出ヘシ」とある。このことから明治14年5月10日付で弘道館の公園認可の指令が出されたことがわかる。

その後、正庁その他の施設の修理や園地の整備を行い、公園の開園式が挙行されたのは県庁舎の竣工から約3年後の明治18年2月8日である¹⁴⁾。

弘道館に開園した新しい公園は、偕楽園が明治6年にすでに公園となっていたことから「第二公園」と呼ばれ、やがて「水戸公園」とも呼ばれるようになった。

明治21年発行の『茨城県名勝志』にみる水戸公園の姿は、弘道館跡地を県庁と二分した園内に、正庁、鹿島神社、種梅記碑、八卦堂、要石歌碑、孔子廟、警鐘などが立ち、新たに競馬場が設けられている（競馬場は明治26年に撤去され、梅が植樹された）。

4) 水戸公園の観光地（名所）化

「第二公園」「水戸公園」として市民・県民に親しまれた弘道館は、明治22年（1889）に水戸鉄道（明治25年に日本鉄道に譲渡）が開通すると、特に常磐公園の観梅にあわせて東京方面からの観光客が増加した。水戸市では、観光事業を市の振興策のひとつに位置づけ、常磐公園と水戸公園は連動して観光客を迎える体制が整えられた。

観光客の増加にともない、『水戸案内』（明治27年発行）、『水戸名所案内』（明治33年発行）、『水戸（案内）』（明治34年発行）などの案内書も次々と発行された。これらの案内書は、いずれも全国的に誇り得る施設として常磐公園と水戸公園をあげ、義公（徳川光圀）と烈公（徳川斉昭）の遺徳が顕彰されている¹⁵⁾。

また、明治から昭和初期頃の水戸名所絵葉書の多くは、常磐公園や水戸城三階櫓と、水戸公園の正庁、八卦堂、孔子廟、要石歌碑などがセットになっており（図5）、水戸公園が県内有数の観光名所であっ



図5 八卦堂（上）と孔子廟（下）の絵葉書

たことがわかる。

(2) 安田定則による幼稚園開設と旧弘道館保護

1) 私立水戸幼稚園の開設

人見寧のあと、県の長官として弘道館の保護に努めたのは安田定則（1845－1892）である。安田は、明治19年（1886）5月に県令に任ぜられ、同年7月の地方官官制の制定によって県知事となった。県令に任ぜられた時、安田は「常総十八郡タル各府県中ニ在リテ難治ノ部ニ属シ加フルニ人民貧困ノ極ニ達セリト」と聞かされた、と書いている¹⁶⁾。

安田知事の治績は、地方自治、教育、土木、勸農にわたるが、教育では茨城県尋常師範学校の旧水戸城内への新築移転と、県内初の私立幼稚園である私立水戸幼稚園の開設がある。

私立水戸幼稚園は、明治22年1月に弘道館を園舎として開園した。弘道館が園舎に選ばれた理由については、明治29年発行の『水戸繁昌記』に、「弘道館は水戸藩主烈公の創立する所、廃藩置県後茨城県庁となり建物を毀壊し旧時の観を損するもの少なからず、且つ公園保存費の乏しきが故に年々頽破に属



図6 正庁玄関前の幼稚園児

せるを以て、明治十八年^(ママ)中故安田定則氏本県に令尹たるや大に之を憂ひ、一は明君の遺愛を永く保存し一は幼児を保育せんと目的を以て金二千円を県庁より資金として下付せられ¹⁷⁾とある。安田知事は、公園になってからも保存費が乏しく、荒廃が進む弘道館を幼稚園に利用することで保護しようと企図したのである。

幼稚園は、県の財政上、公立での設立が困難であったために私立とし、水戸の有力者が発起人として集められた。発起人総代の一人には、安田知事のもと水戸鉄道の開通に尽力した飯村丈三郎がいる。弘道館の借入や保母の嘱託など開園に向けての準備は、発起人総代原田信民と発起人立見四郎が行った。資金は、県の補助金2千円と発起人からの寄付金などである。開園式には、安田知事、県書記官、学務課長、発起人らが出席し、園児30名が入園した¹⁸⁾。

幼稚園として使用されたのは、弘道館の正庁正席の間（24畳）で、「幼稚室」「幼稚園」と呼ばれていた（図6）。席料（使用料）は月50銭である。園児は幼稚室以外の部屋へ行くことは禁じられ、建物の保存が留意されていた。明治36年の水戸公園の「日誌」には、園児が他の部屋に入り過って襖を傷つけ、責任者が厳しく注意を受けた記事¹⁹⁾がみえる。

2) 昭憲皇太后の行啓

明治23年（1890）10月26日から29日、茨城県新治郡成井原（石岡市）などで行われた近衛師団小機動演習の親閲にともない、明治天皇と昭憲皇太后の水戸への行幸啓がはじめて実現した。

水戸行幸啓の記録『迎鑾紀事』²⁰⁾によると、明治23年10月3日に安田知事に行幸啓の内命があり、奉迎準備が急ピッチで進められた。6日には茨城県尋常師範学校、水戸公園の弘道館、常磐公園の好文亭の検分が行われ、後日、師範学校は行在所に、弘道館は立退所に選定された²¹⁾。水戸の市民の切望であった常磐公園への行幸は叶わず、28日に皇后が市民の思いに応えて常磐・水戸両公園に臨啓している。

10月26日、水戸停車場に到着した天皇と皇后を「早朝ヨリ停車場近傍及御道筋ノ両側ニ群聚セル有志ノ奉迎者及拝観ノ士女其数幾千万ナルヲ知ルヘカラス」という大勢の人々が奉迎した。28日は、演習統監後に天皇は県庁に臨幸して県知事や県高官らの拝謁を受け、皇后は馬車で常磐公園に向かい好文亭を臨啓した。午後7時頃に水戸公園に到着した皇后は、かがり火で照らされた園内を進み、八卦堂内の弘道館記碑を自ら燭器を持って全文を熟覧し、碑の前後を巡りながら立ち去りがたい様子であったという。続いて種梅記碑を御覧になった後、弘道館の建物が幼稚園に使用されていることを知った皇后は、「其ハヨキコトナリ無愛ラシキコトナラン」と仰せられ、翌日、菊の御紋章入りの菓子園児に下賜した。皇后からの下賜は、園の誇りとして語り継がれたという²²⁾。

3) 県への移管と幼稚園の開園

弘道館（水戸公園）の管理は、明治14年（1881）3月から茨城県に委ねられていたが、同25年10月からは常磐公園の管理とともに水戸市に移された。しかし、当時の市の財力では十分な管理ができず、両

公園の荒廃が問題となり、県への移管を求める議論がしばしば行われた。再び県の管理にもどったのは、大正9年（1920）4月である。同時に公園管理規則が定められ、翌年1月には公園取締規則が公布された。

県への移管にともない、県は幼稚園に対して大正10年3月末での移転を求めた。幼稚園にとっては思わぬ事態であり、明治24年に安田定則が知事を退任して以来、幼稚園運営を支えてきた立見四郎と飯村丈三郎が対応にあたった。大正10年1月、当時の力石雄一郎知事と飯村が会見し、相互に了解の上で廃止が決まった。

廃止にあたり飯村が幼稚園の各評議員に宛てた稟議の書状には、次のように記されている。

当初幼稚園の創立には二個の目的があつた、一は弘道館保護のこと、一は幼稚園の模範を示すこと、然るに今や館は県の保護建造物となり且つ幼稚園は到る処に設けあるを見るに至る、本園の目的は両つながら達せられた故、四時の序功を成すものは去るの古訓に遵ひ断然之を廃止したい²³⁾（後略）

知事退任の翌年、46歳で逝去した安田の弘道館保護と幼児教育への遺志を受け継いだ言葉であろう。

(3) さまざまな活用による維持

1) 旧弘道館建物の活用

県庁移転後、弘道館の正庁と至善堂は、前述の私立水戸幼稚園の園舎（明治22年～大正10年）のほか、水戸市高等小学校の分教室（明治27年～同28年）、

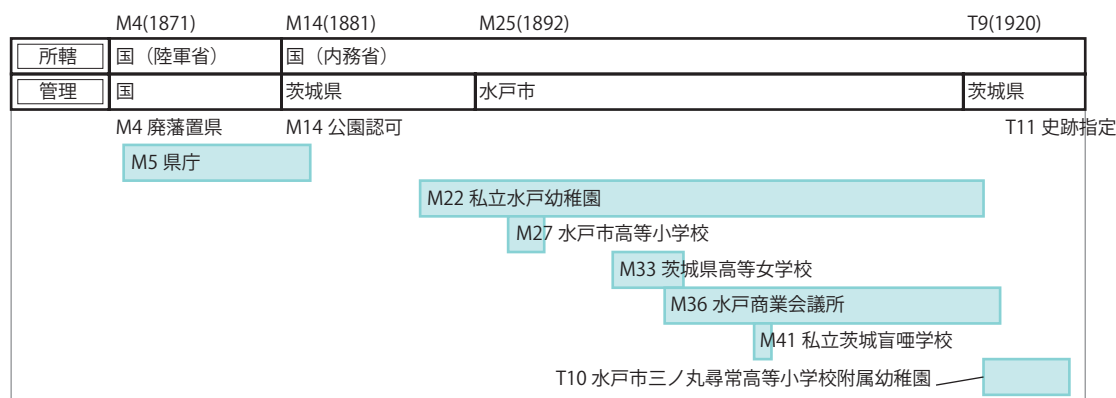


図7 明治・大正期の弘道館建物の活用

茨城県初の高等女学校である茨城県高等女学校の創立時の仮校舎（明治33年～同36年）、私立茨城盲啞学校の仮校舎（明治41年）、水戸市が私立水戸幼稚園を引継いで開園した水戸市三ノ丸尋常高等小学校附属幼稚園の園舎（大正10年～同14年）、水戸商業会議所事務所（明治36年～大正10年）などに使用された（図7）。

このほか、明治期の水戸公園の「日誌」²⁴⁾から建物の利用状況をみると、徴兵検査や簡閲点呼、選挙の投票所、県主催の講習会や共進会など、また、公会堂的な施設として各種の集会や会合にも多く利用されている。特に、明治23年に栗田寛²⁵⁾らが設立した弘道学会や、明治27年設立の水陽学館など、水戸学関係の研究・教育団体にとっては、他にかえがたい場であったと思われる²⁶⁾。

なお、弘道館の各室は席料（使用料）が設けられており、この席料や縦覧料のほか、園内で収穫された梅の実や茶葉からの収入などが維持費の一部にあてられていた。

2) 旧弘道館跡地の土地利用

弘道館跡地の土地利用についてみると、水戸公園の範囲では、弘道館を分教室として使用していた水戸市高等小学校の校舎が明治28年（1895）に武館・医学館跡に建設され、学校用地となった。また、明治33年には武徳会茨城支部により正庁南側の対試場跡に武徳殿（撃剣場）が設けられ、正門の北に射弓場、その西には調馬場もできた。茨城県の武道振興の中心であった武徳殿は、昭和4年（1929）に旧水戸城内に移転した。

弘道館西側の調練場跡には、県庁や議事堂のほか、警察署、度量衡検定所（のち赤十字社・商工会議所）、物産陳列館（2階は公会堂）、官舎などの諸施設が設置された²⁷⁾（図8）。

県庁は、昭和5年に従来の庁舎の北隣に新庁舎が建てられている（この庁舎は茨城県三の丸庁舎として現在も供用されている）。弘道館跡地は、平成11年（1999）に県庁が市内笠原町に移転するまで、約130年間にわたり茨城県の行政の中心だったのである。

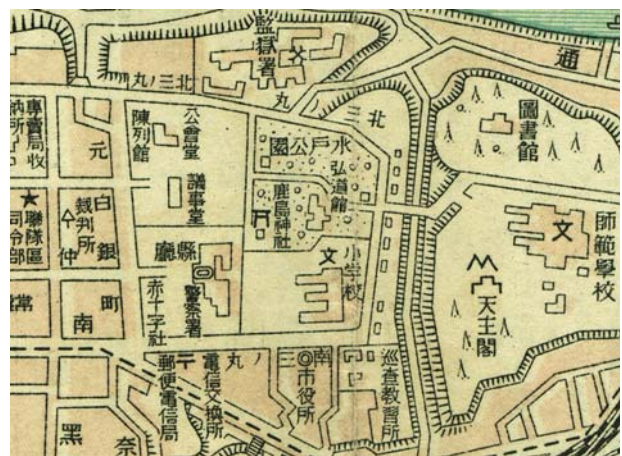
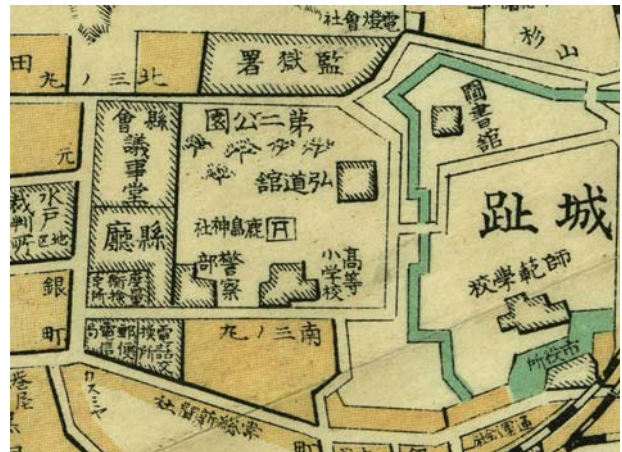


図8 明治42年(上)と大正12年(下)の水戸地図（部分）

4. 史跡指定以後の旧弘道館

以下には、史跡指定以後、水戸空襲と東日本大震災という2度の被災を市民・県民の支援をえて乗り越えてきた弘道館の歩みについて概観する。

(1) 大正11年の史跡指定

大正11年（1922）3月8日、弘道館跡地は「旧弘道館」として史跡指定を受けたが、同日に、「常磐公園」（偕楽園）も史跡名勝に指定されている。

「旧弘道館」の史跡指定の範囲は公園地と神社地を合わせた3.4haで、指定文は次のとおりである。

舊ト水戸藩ノ藩學ニシテ天保九年徳川齊昭之ヲ創メ藩士ノ子弟ヲシテ此ニ文武ノ道ヲ講セシメ弘道館ノ名嘗テ天下ニ高シ城内ニ鹿島神社聖廟弘道館碑等アリ建築多ク当時ノ物ニシテ舊規尚ホ存ス

史跡指定前後の弘道館の変化について、弘道館事務所が保管する明治32・36～45年、大正9・12・14・15年の水戸公園「日誌」をみると、明治期の「日誌」に頻出する施設利用の記事が、大正9年以降の「日誌」ではその数が減少する。公園所管先の交代による記述内容の差異も考えられるが、大正9年に弘道館の管理が水戸市から茨城県へ移り、同11年に史跡指定を受けたことにより、施設利用の制限などの保存措置がとられたことも推測される。

また、大正期の「日誌」の特筆すべき記事として、関東大震災の際に弘道館が避難所となった記事があげられる。「日誌」には、地震が発生した大正12年9月1日に「館内外壁崩落四ヶ所、其他亀裂破損」「但、何レモ壁ニ故障ヲ生シタルマデニテ他ニ異常ナシ」とあり、地震による被害が少なかったため、9月4日から9日まで避難者を受け入れ、7日には約800人もの避難者を収容したことが記されている。

（2）水戸空襲による被災

昭和20年（1945）8月2日未明の空襲により、水戸の市街地のほとんどが焦土と化し、弘道館も八卦堂、孔子廟、鹿島神社を焼失する。八卦堂内の弘道館記碑は、焼夷弾の衝撃で傷を受けながらも焼野原にかろうじて立っていた。また、焼夷弾の火の粉は正庁玄関にも及び、煙がのぼっているのを発見した市民がバケツリレーで消火にあたり、正庁と至善堂は奇跡的に焼失を免れた（図9）。市民によって守られた正庁と至善堂は、その後、被災者の救護所となり市民を助けたのである。ほかに焼失を免れた建造物は、孔子廟戟門、学生警鐘、番所などである。隣接する三の丸国民学校は全焼し、戦後の一時期、弘道館を仮教室とした。

（3）特別史跡及び重要文化財の指定

昭和23年（1948）、弘道館は特別都市公園となり名称を「弘道館公園」と改め、同32年には茨城県都市公園条例の制定により都市公園に指定される。昭和27年3月には既述のとおり「旧弘道館」として特別史跡指定を受けた。特別史跡指定後、昭和28年八卦堂復元、同34年正門解体修理工事、同38年正庁・



図9 正面玄関にのこる空襲の焦げ跡

至善堂などの修理工事及び国老詰所などの復元工事がそれぞれ竣工し、同39年5月に正門・正庁・至善堂が重要文化財指定を受ける。その後、昭和45年に孔子廟復元工事竣工、同50年には鹿島神社社殿も伊勢神宮内宮別宮旧殿の特別譲与により竣工した。

（4）東日本大震災による被災と復旧

平成23年（2011）3月11日に発生した東日本大震災では、正庁・至善堂や弘道館記碑をはじめ、「旧弘道館」の特別史跡指定地内の建造物の多くが甚大な被害を受けた。震災復旧でも大きな力となったのは市民の弘道館復興への思いであった。震災発生翌月には、早くも市民による災害復興支援団体「偕楽園・弘道館復興支援の会」が発足し、募金などの支援活動が行われた。

復旧工事にあたっては、財務省から文部科学省へ国有財産の所管替えが行われ、文化庁と県が設置した旧弘道館復旧整備検討委員会のもと、国有部分と県有部分の工事が各々に進められ、平成26年3月に全面復旧した。復旧を記念した特別公開には、連日多くの市民・県民が来館した。

翌平成27年4月には、「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」の構成文化財として、弘道館は偕楽園とともに日本遺産に認定されている。

5. おわりに

廃藩置県後、全国の藩校とともに廃止となった弘道館は、茨城県庁への転用を経て、社廟区と学区の跡地が公園として保存され、建物は幼稚園などの

教育施設に活用されることによって維持されてきた。

公園化と幼稚園開設により弘道館の保存を図った人見寧と安田定則は、「難治県」といわれ短期間に県長官が交代したなかで、それぞれ約5年の長きにわたり県政に取り組んでいる。県長官として多くの業績をのこした二人であるが、弘道館の保存に果たした重要な役割はこれまであまり知られていなかった。

今回の調査では、弘道館の荒廃を憂い保存を切望した市民と、それに応えて尽力した人見や安田に関する史料を確認することができ、報告の中心とした。

現在、弘道館周辺は、令和2年（2020）に水戸城大手門、翌年に二の丸角櫓が復元されるなど、歴史的景観が整えられつつある。その中核となる弘道館が現在まで保存・継承されてきたことの意義を改めて思い、今後、弘道館の展示や解説などを通して大切に伝えていきたいと考えている。また、今回詳述できなかった弘道館跡地（特に調練場跡）の土地利用の変遷や、史跡指定以後の弘道館の保存・継承についても引き続き調査を進めていきたい。

付記

本報告の「人見寧による旧弘道館の公園化」は宮川修氏の「弘道館公園の開設」、「安田定則による幼稚園開設と旧弘道館保護」は額賀せつ子氏の「明治・大正時代における茨城県内の幼稚園－私立水戸幼稚園を中心に－」に拠るところが多い（註6及び18参照）。額賀氏には直接のご教示と図の提供もいただいた。両氏に深く感謝を申し上げる。

【註】

- 1) 茨城県 2017『国指定特別史跡「旧弘道館」保存活用計画書』pp.15
- 2) 教育遺産世界遺産登録推進協議会編 2020『近世日本の教育遺産群－世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書－』pp.104
- 3) 城戸久・高橋宏之 1975『藩校遺構』
- 4) 鈴木暎一 1987『水戸藩学問・教育史の研究』pp.419-421
- 5) 彰考館は明治5年（1872）に中御殿から偕楽園に移転。
- 6) 以下、この項は、宮川修 2005「弘道館公園の開設」『耕人』第11号・水戸市史編さん近現代専門部会編 1993『水戸市史 下巻（一）』に拠る。
- 7) 茨城県農業史編さん会編 1967「人見寧履歴書」県

史内部資料第18号 pp.31

- 8) 国立公文書館蔵 公文録所収「茨城県庁敷地ノ件」請求番号公02956100・件名番号043
- 9) 茨城県立歴史館蔵「明治14年 官省府県往復留」
- 10) 国立公文書館蔵 公文録所収「茨城県県庁新築并岩手県庁増築請求ノ件」請求番号公02956100・件名番号042
- 11) 国立公文書館蔵 公文録所収「茨城県庁新築ノ件」請求番号公02967100・件名番号007
- 12) 安典久 2010「人見寧」『水戸の先人たち』pp.334-337
- 13) 国立公文書館蔵「第二十五章 公園及ヒ遊園、第九十七款 公園」請求番号単01470100・件名番号073（国立公文書館アジア歴史資料センター公開データ閲覧）
- 14) 茨城県立歴史館蔵 三田寺家文書596「茨城第二公園開館の祝詞」
- 15) 水戸市史編さん近現代専門部会編 1993『水戸市史 下巻（一）』pp.587-589
- 16) 安田定則「農事改良方法農商務大臣へ上申按」茨城県史編さん近代史第2部会編 1969『茨城県史料 近代産業編Ⅰ』pp.92
- 17) 潜龍野史編 1896『水戸繫昌記』pp.85-86
- 18) 額賀せつ子 2019「明治・大正時代における茨城県内の幼稚園－私立水戸幼稚園を中心に－」『おおみか教育研究』第22巻 pp.8-9
- 19) 弘道館事務所蔵 明治36年「日誌」6月6日の記事。
- 20) 茨城県立歴史館蔵。栗田勤が水戸市長の委嘱を受けて編纂し、明治28年（1895）に刊行。
- 21) 茨城県立歴史館 2022『特別展 華麗なる明治 宮廷文化のエッセンス』pp.126
- 22) 前掲註18) pp.12
- 23) 弓野國之介 1921「水戸幼稚園開閉始末」『茨城教育』第443号 pp.37
- 24) 弘道館事務所蔵 明治32・36～45年「日誌」
- 25) 明治期の『大日本史』編纂の中心となった水戸を代表する学者。
- 26) 前掲註15) pp.586
- 27) 関口慶久 2021「水戸城の調査成果と歴史景観整備の現状」『地方史研究』413第71巻第5号 pp.55

【図版出典】

- 図1・3・4・5（孔子廟）・6・9 茨城県水戸土木事務所偕楽園公園課（弘道館事務所）提供
- 図2 茨城県 2017『国指定特別史跡「旧弘道館」保存活用計画書』pp.8より転載
- 図5（八卦堂）・8（大正12年）水戸市立博物館提供
- 図7 額賀せつ子 2019「明治・大正時代における茨城県内の幼稚園－私立水戸幼稚園を中心に－」『おおみか教育研究』第22巻 pp.7より転載・一部加筆
- 図8（明治42年）水戸市立中央図書館提供